

千葉地方裁判所及び管内簡易裁判所の平成25年度における裁判官の
配置，裁判事務の分配及び代理順序，開廷日割並びに司法行政事務の
代理順序の定め

第1章 本 庁

第1節 通 則

第1条（部及び係の設置）本庁に民事第1部から民事第5部まで及び刑事第1部から刑事第5部までを置き，各部に係を置く。

第2条（裁判官の配置及び開廷日割）裁判官の配置及び開廷日割は，民事部については別表第1のとおりとし，刑事部については別表第2のとおりとする。

第3条（事件の分配）事件の分配は，民事部においては第2節及び別表第1に，刑事部においては第3節及び別表第2に定めるところにより，前年度に引き続いて行う。

2 各部の裁判官に対する事件の分配は，この定めで規定するものを除いて，それぞれの部が定める。

第4条（事件の分配停止等）裁判官に病気その他の長期の差し支えが生じたとき，分配された事件が特別に複雑であるとき，及びその他相当の理由があるときは，当該部又は係に対する事件の全部又は一部の分配を停止し，若しくは分配済みの事件の全部又は一部を他の部又は係に移転することができる。

2 事件の分配停止及びその解除並びに事件の移転は，当該部又は係の所属する民事部又は刑事部の協議により決定する。

3 事件の分配停止が解除され又は移転の事由がやんだ場合において，他の部又は係との間で事件負担の調整をする必要があるときは，当該部又は係の所属する民事部又は刑事部の協議により，事件の分配について必要な措置を執る。

第5条（除斥事件及び忌避事件の分配）裁判官に対する除斥及び忌避の申立て事件

(松戸支部を除くその余の支部及び管内簡易裁判所の裁判官に対するものを含む。)は、法律に特別の定めがある場合を除き、民事事件に関するものと刑事事件に関するものに分け、それぞれ民事部及び刑事部の各部に受理の順序に従って分配する。ただし、除斥又は忌避を申し立てられた裁判官の所属する部には分配しない。

2 前項の定めは、裁判所書記官その他の裁判所職員に対する除斥及び忌避の申立てがあった場合に準用する。

第6条(特別措置等) 裁判官会議は、事件の分配について定めがないとき、又は本章に定める分配方法によることが相当でない特別の理由があるときは、当該事件を分配する部又は係を指定することができる。

2 所長は、緊急を要するときは、前項の定めにかかわらず、事件を分配する部又は係を指定することができる。この場合においては、所長は、その後最初に開かれる裁判官会議の承認を求めなければならない。

3 所長は、新任判事補の研さんのため、司法修習生の修習を終えた後3年3月未満の判事補に対し、その所属する部の裁判事務のほか、他の部の裁判事務の取扱いを命ずることができる。

第2節 民事部

第7条(民事第1部から民事第3部及び民事第5部に対する事件の分配) 民事第1部から民事第3部及び民事第5部に対する事件の分配は、別表第1の該当する部の欄に記載された事件(付随する事件を含む。)の種類ごとに、受理の順序に従って、別表第1に定める割合で行う。

第8条(民事第4部に対する事件の分配) 民事第4部に対する事件の分配は、別表第1の該当欄に記載された事件について行う。

第9条(事件の分配の特則等) 労働に関する事件(労働審判法24条に基づき労働審判から移行した事件及び労働災害に関する事件を除く。)1件が分配されたときは、別表第1の民事第一部の項の裁判事務の分配及び割合欄記載の(4)第一審訴

訟事件（(5)から(9)までの事件を除くその余の訴訟事件。以下「第一審一般訴訟事件」という。）が2件分配されたものとみなす。

- 2 労働審判事件1件が分配されたときは、第一審一般訴訟事件が1.5件分配されたものとみなす。
- 3 労働仮処分事件1件が分配されたときは、第一審一般訴訟事件が2件分配されたものとみなす。
- 4 医療事故を理由とする損害賠償事件1件が分配されたときは、第一審一般訴訟事件が5件分配されたものとみなす。
- 5 行政事件（行政処分の効力等を争点とする私法上の法律関係に関する事件を含む。）、労働災害に関する事件及び独占禁止法に基づく事件（同事件を本案とする保全事件を含む。）1件が分配されたときは、第一審一般訴訟事件がそれぞれ3件分配されたものとみなす。
- 6 建築請負及び工事請負に関する事件（請求原因又は抗弁で瑕疵の主張のある事件。）1件が分配されたときは、第一審一般訴訟事件が3件分配されたものとみなす。民事第5部に分配された第一審一般訴訟事件において、後に、請求原因又は抗弁で建築又は工事につき瑕疵の主張がされた場合についても同様とする。
- 7 民事第1部から民事第3部及び民事第5部に分配される事件のうち別表第1の(1)、(4)、(5)及び(7)から(9)までの各事件、民事第1部に分配される事件のうち別表第1の(15)から(17)までの各事件、民事第2部に分配される事件のうち別表第1の(15)の事件、民事第3部に分配される事件のうち別表第1の(15)から(17)までの各事件、民事第5部に分配される事件のうち別表第1の(15)の事件について、いずれか一方の当事者の数が10を超え100に至るまでは、10を超えるごとに1件を加算した事件が分配されたものとみなす。当事者の数が100を超えるときは、民事部の協議により、分配されたものとみなされる事件の数を定める。
- 8 第1項から第7項の場合には、分配されたとみなされる事件の数に満つるまで、当該部に対する第一審一般訴訟事件の分配を停止する。

9 受理した事件について、受理后、当該事件が、第1項から第6項の事件と判明したとき、第1項から第6項の事件となったときは、当該事件を分配すべき部に移転する。

事件の移転が行われた場合には、第1項から第8項の定めを準用し、事件の移転をした部に対しては、移転した事件と同数の第一審一般訴訟事件の新受事件を分配する。

10 建築請負及び工事請負に関する事件（第6項の事件を除く。）で、専門委員又は専門家調停委員の選任を必要とする事件については、民事第5部に移転することができる。

事件の移転が行われた場合には、民事第5部に対しては、第一審一般訴訟事件が1件分配されたものとみなし、第一審一般訴訟事件の分配を1件停止し、事件の移転をした部に対しては、第一審一般訴訟事件の新受事件1件を分配する。

11 大規模訴訟に係る事件を5人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする場合の合議体の構成は、民事部の協議によって決定する。

第10条（関連事件の移転）2以上の部に各別に分配された数個の事件が相互に関連するときは、関係する部の協議により、その事件を他の部に移転することができる。

2 事件の移転が行われた場合には、別表第1の(1)、(4)から(9)までに記載された事件の種類ごとに新受事件により調整する。ただし、関係する部の協議によりこれと異なる扱いをすることを妨げない。

第10条の2（事件移転調整委員会による移転）民事部に所長及び民事部総括裁判官で構成する事件移転調整委員会を置き、各部の事件負担の公平の見地から事件の移転を相当とする事件について必要な措置を講じさせる。

第11条（移送又は回付にかかる併合事件の分配）移送又は回付に係る事件の分配において、数件の事件が併合されているときは、併合された事件に見合う数の事件が分配されたものとみなす。

2 前項の場合には、分配されたものとみなされる事件の数に満つるまで、当該部に対する同種事件の分配を停止する。

第12条（差戻し事件の分配）差戻しを受けた事件は、原裁判時における事件の種類により第7条及び第8条の定めに従って分配する。ただし、その分配方法によることが相当でないときは、民事部の協議によって分配する部を定める。

第13条（控訴提起事件等の分配）控訴、上告、飛躍上告又は抗告の提起事件、飛躍上告受理申立て事件及び再審事件並びにこれらに付随する執行停止事件は、当該不服申立て又は再審の対象となった裁判をした部に分配する。上訴の方式等に関し旧民事訴訟法の規定が適用される事件についての上告等の受理事件及び上訴に伴う執行停止事件についても、同様とする。

2 前項の部がないときは、民事部の協議によって分配する部を定める。

第14条（既済事件に関連する各種事件の分配）手形訴訟及び小切手訴訟の終局判決に対する異議事件は、当該訴訟の終局判決をした部に分配する。

2 執行文付与等に関する異議及びこれに付随する執行停止事件、その他既済事件について裁判所の判断を要する各種申立事件は、当該事件が既済となった部に分配する。

3 前項の部がないときは、前条第2項と同様とする。

第15条（労働審判官）労働審判事件を担当する裁判官を労働審判事件の労働審判官とする。

第16条（調停主任）調停事件を担当する裁判官を調停事件の調停主任とする。

第3節 刑 事 部

第1款 公判請求事件

第17条（公判請求事件の種類）公判請求事件を次の種類に分ける。

- (1) 一般法定合議事件 法定合議事件のうち被告人が外国人で通訳を要する事件（以下「外国人事件」という。）、公安労働等に関係する事件（以下「公安労働

関係事件」という。)及び死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件及び法定合議事件であって故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係る事件(以下「裁判員裁判対象事件」という。)を除いた事件

- | | |
|------------------|--|
| (2) 外国人法定合議事件 | 法定合議事件のうち的外国人事件 |
| (3) 公安労働関係法定合議事件 | 法定合議事件のうちの外労働関係事件 |
| (4) 一般裁判員裁判対象事件 | 裁判員裁判対象事件で、外国人事件を除いた事件 |
| (5) 外国人裁判員裁判対象事件 | 裁判員裁判対象事件のうち的外国人事件 |
| (6) 一般単独事件 | 単独事件のうち、外国人事件、公安労働関係事件及び即決裁判手続事件を除いた事件 |
| (7) 外国人単独事件 | 単独事件のうち的外国人事件で、外国人即決裁判手続事件を除いた事件 |
| (8) 公安労働関係単独事件 | 単独事件のうちの外労働関係事件 |
| (9) 一般即決裁判手続事件 | 単独事件のうち、即決裁判手続の申立てがあった事件で、外国人事件を除いた事件 |
| (10) 外国人即決裁判手続事件 | 単独事件のうち、外国人事件で、即決裁判手続の申立てがあった事件 |

第18条(事件の分配) 事件の分配は、起訴状(審判の併合、移送、回付、破棄差戻し等により他の裁判所又は管内支部から送付を受けた事件については、送付書)を単位とし、前条に定める事件の種類ごとに別表第2の定めるところにより、受理の順序に従って行う。

2 1通の起訴状又は送付書の中に公安労働関係事件、裁判員裁判対象事件、外国人事件及び一般事件のうち全部又は二つ以上を含むときは、この順序による先

順位の事件として分配する。

3 事件の数は、被告人の数による。

第19条（関連事件の分配）起訴状に当該事件を前に起訴した同一被告人に対する他の事件（以下「本起訴事件」という。）と併合して審理されたい旨の表示が付された事件（以下「追起訴事件」という。）は、受理の順序にかかわらず、本起訴事件を担当する部に分配する。ただし、追起訴事件が法定合議事件であって、本起訴事件が単独事件である場合は、この限りではない。

2 前項によって、一般裁判員裁判対象事件又は外国人裁判員裁判対象事件である本起訴事件を担当する部に一般裁判員裁判対象事件又は外国人裁判員裁判対象事件である追起訴事件が分配されたときの前条第3項の被告人の数については、2分の1人分が分配されたものとし、更に同様に当該部に一般裁判員裁判対象事件又は外国人裁判員裁判対象事件である追起訴事件が分配されて1人分に満ちたときに一般裁判員裁判対象事件又は外国人裁判員裁判対象事件である1人分の分配があったものとみなす。

第20条（事件の移転）2以上の部に各別に分配された数個の事件が相互に関連するとき、及びその他必要があるときは、関係する部の協議により事件を移転することができる。

2 事件の移転が行われた場合には、事件の移転を受けた部については、新受事件が分配されたものとみなし、事件の移転をした部については、事件の移転が当該事件の第1回公判期日前に行われたときに限り、移転された事件と同種、同数の新受事件を分配する。

第21条（裁定合議事件の分配）刑事部裁定合議等委員会が合議相当決定をした事件については、合議相当決定の順序に従い、合議事件の分配割合に応じて各部に分配する。

2 合議相当決定がされた事件が分配されたときは、当該単独事件と同じ種類の法定合議事件の新受事件が分配されたものとみなし、はじめに当該単独事件が分配

された部については、前条第2項後段の定めを準用する。

第22条（公安労働関係事件等の事件の移転）公安労働関係事件及びその他事案が複雑困難な事件については、各部の事件負担の公平を考慮し、刑事部裁定合議等委員会の決議によって事件の移転をすることができる。

2 1通の起訴状又は送付書で起訴又は送付された事件が複数の被告人の裁判員裁判対象事件を含む場合につき、その一部の事件を他の部で処理するのが相当であると刑事部裁定合議等委員会が決議したときは、裁判員裁判対象事件の受理の順序に従ってその事件を他の部に移転することができる。

3 複数の裁判員裁判対象事件の公判が連続して指定されていること等の事情により一定の期間における特定の部の負担が重いと認められる場合において、各部の裁判員裁判対象事件の負担等を考慮し、上記特定の部の1件又は数件の裁判員裁判対象事件を他の部で処理するのが相当であると刑事部裁定合議等委員会が決議したときは、その事件を他の部に移転することができる。

4 本条第1項ないし第3項の場合においては、第20条第2項の定めを準用する。

第23条（事件の分配の特則）再審開始決定が確定した事件は、再審請求事件の分配を受けた部に分配する。

2 差し戻された事件は、原裁判時における事件の種類により本節の定めに従って分配する。ただし、原裁判に関与した裁判官が所属する部には分配しない。

3 刑事訴訟法第266条第2号の決定により審判に付された事件は、当該決定をした部には分配しない。

第2款 その他の事件

第24条（原裁判等をした部に分配する事件）次の各号に掲げる事件は、それぞれ当該各号に定める部に分配する。

- (1) 上訴権回復請求事件、再審請求事件、組織的犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」と
- 原裁判をした部

いう。) 第65条第1項の取消請求事件並びに国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(以下「麻薬特例法」という。)第23条により組織的犯罪処罰法第65条第1項の例によるとされた取消請求事件

- | | |
|--|------------|
| (2) 刑事補償請求事件及び刑事費用補償請求事件 | 無罪等の裁判をした部 |
| (3) 訴訟費用執行免除申立事件, 裁判の疑義の解釈申立事件, 裁判の執行の異議申立事件, その他法令において裁判をした裁判所に対して請求すべきものと定められた事件 | 裁判の言渡しをした部 |
| (4) 刑法第52条の刑の決定請求事件及び刑事訴訟法第96条第3項の保釈保証金没取請求事件 | 刑の言渡しをした部 |
| (5) 刑事確定訴訟記録法第8条の不服申立事件 | 第1審の裁判をした部 |

2 前項の場合において, 担当すべき部が存在しないときは, 別表第2の定めるところにより, 受理の順序に従って各部に分配する。

第25条(医療観察法に関する事件の分配) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(以下「医療観察法」という。)に関する事件については次のとおり分配し, 又は処理する。ただし, (1)の事件及び(3)のうち医療観察法第59条第1項及び第2項の申立事件の対象者(同法第2条第3項に定める者をいう。以下同じ。) 1人について3件の一般単独事件の分配があったものとみなし, (3)のうち同法第49条第1項, 第50条, 第54条第1項若

しくは第2項又は第55条の申立事件の対象者1人について2件の一般単独事件の分配があったものとみなし、同法第49条第2項の申立事件の対象者1人について0.5件の一般単独事件の分配があったものとみなす。ただし、これらの事件のうち同法第49条第2項の申立事件以外の事件が移送により他の裁判所に送付された場合には、当該処遇事件の対象者の数と同数の一般単独事件の分配があったものとみなす。

- (1) 医療観察法第33条第1項の申立て（検察官による申立て） 別表第2に定める割合により、受理の順序に従って各部に分配する。
- (2) 同法第41条の対象行為の存否についての審理 (1)の事件の分配を受けた部において審理する。
- (3) 同法第49条第1項及び第2項の申立て（指定入院機関の管理者による退院の許可及び入院継続の確認の申立て）、同法第50条及び第55条の申立て（本人等による退院の許可及び医療の終了の申立て）並びに同法第54条第1項及び第2項及び第59条第1項及び第2項の申立て（保護観察所の長による医療の終了、期間の延長及び入院の申立て） 同法第42条第1項第1号又は第2号の決定をした部に分配する（ただし、担当すべき部が刑事第一部又は刑事第二部であるとき及び担当すべき部が存在しないときは、(1)本文の例による。）。
- (4) 同法第76条第1項及び第2項の申立て（競合する処分の調整） 同条第1項の申立てについては競合する医療観察法上の処分をした部に、同条第2項の申立てについては競合する最後の処分をした部にそれぞれ分配する。
- (5) 同法第68条第2項本文又は第71条第23条第2項の例による。

2項後段により差し戻され又は移送された
事件

- (6) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判の手續等に関する規則第51条第2項（第85条第1項で準用される場合を含む。）の医療施設の指定の変更，同規則第39条第1項の裁判官が行う付添人選任の通知並びに同規則第50条，第72条，第74条，第78条，第80条及び第84条の処遇事件の申立ての通知
- 医療観察法第11条第1項の合議体を構成する裁判官が処理する。

第26条（刑事和解記録に関する事件の分配）犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手續に付随する措置に関する法律第14条第2項に定める裁判所書記官の処分に対する異議申立事件及び同法第13条第4項所定の公判調書に関する民事執行法第32条第1項の異議申立事件の裁判については別表第3の裁判官に分配する。

第27条（令状請求事件等の分配）次の各号に掲げる事件等は，在庁時間内のものについては別表第4の裁判官に別に所長の定めるところに従って，在庁時間外のものについては刑事部及び民事部の裁判官に別に所長の定めるところに従って分配し，又は処理する。

本庁所属の判事及び判事補（特例判事補及び未特例判事補のうち，簡易裁判所判事に任命されている者）は，第6号の手續について，松戸簡易裁判所判事，木更津簡易裁判所判事，八日市場簡易裁判所判事及び市川簡易裁判所判事の職務を行うことができる。

- (1) 逮捕状その他各種令状請求事件
- (2) 勾留に関する処分事件で裁判官の権限により処理すべきもの

- (3) 組織的犯罪処罰法第4章及び第6章の保全請求事件並びにこれらの処分に付随する処分を求める申立事件並びに同法第71条第1項の令状の発付を求める申立事件
- (4) 麻薬特例法第5章及び第6章の保全請求事件並びにこれらの処分に付随する処分を求める申立事件並びに同法第23条により組織的犯罪処罰法第71条第1項の例によるとされた令状の発付を求める申立事件
- (5) 医療観察法第34条第1項及び第60条第1項の鑑定入院命令並びに同法第99条第6項による連戻状請求事件
- (6) 被疑者国選弁護人選任手続

第28条（通信傍受令状請求事件の分配）犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく令状請求及び傍受期間延長請求があった場合には、在庁時間内のものについては別表第4の裁判官に別に所長の定めるところに従って、在庁時間外のものについては刑事部及び民事部の裁判官に別に所長の定めるところに従って分配する。

2 前項の令状に基づいて行われた傍受の原記録の保管事務は、刑事所長代行者が処理する。

3 前項の原記録保管裁判官に差し支えがあるときは、在庁時間内のものについては千葉地方裁判所の在庁する刑事部の裁判官（司法修習の期の高い者が優先する。）が、在庁時間外のものについては第1項により定められた裁判官がそれぞれ代理する。

第29条（勾留理由開示請求事件の分配）勾留理由開示請求事件は、勾留状を発付した裁判官に分配する。

2 準抗告裁判所が刑事訴訟法第426条第2項の規定に従って勾留状を発付したときは、勾留理由開示請求事件は、その裁判をした部に分配する。

第30条（前6条に定める事件以外の事件の分配）前6条に定める事件以外の事件は、別表第2の定めるところにより、受理の順序に従って分配する。

第31条（緊急を要する事件の分配）緊急を要する事件について、休暇、出張等のため事件の分配を受けるべき部が直ちにその処理に当たることができないときは、事件を当該部には分配しない。

第4節 裁判事務及び司法行政事務の代理順序

第32条（裁判事務の代理順序）各部の裁判官に差し支えがあるときは、その部の他の裁判官が代理する。

2 前項によることができないときは、民事部及び刑事部のそれぞれにおいて他の部の裁判官が代理し、なおこれによることができないときは、所長が指名する裁判官（支部の裁判官を含む。）が代理する。

第33条（司法行政事務の代理順序）所長に差し支えがあるときは、所長に属する司法行政事務は、別表第5の裁判官が同表記載の順序によりこれを代理する。

2 部の事務を総括する裁判官に差し支えがあるときは、その部の他の裁判官が別表第1及び別表第2の「裁判官の配置」欄に記載した順序によりこれを代理する。

第2章 支 部

第1節 松 戸 支 部

第34条（部及び係の設置）松戸支部に民事部及び刑事部を置き、各部に別表第6のと通りの係を置く。

第35条（裁判官の配置及び裁判事務の分配等）各部の裁判官の配置及び裁判事務の分配等は、別表第6のとおりとする。

2 除斥事件、忌避事件及び差戻しを受けた事件の分配は、支部の裁判官が協議して定める。

3 各部の裁判官に対する事務の分配は、この定めで規定するものを除いて、それぞれの部で定める。

第36条（調停主任）調停事件を担当する裁判官を調停事件の調停主任とする。

第37条（裁判事務の代理順序）各部において裁判官に差し支えがあるときは、その部の他の裁判官が代理する。

2 前項によることができないときは、他の部の裁判官が相互に代理し、なお差し支えがあるときは、別表第8の定める順序に従い所長の指名する裁判官が代理する。

第38条（司法行政事務の代理順序）支部長に差し支えがあるときは、支部長に属する司法行政事務については、他の部の事務を総括する裁判官がこれを代理する。

2 部の事務を総括する裁判官に差し支えがあるときは、その部の他の裁判官（兼務及び填補の裁判官を除く。）が別表第6の「裁判官の配置」欄に記載した順序によりこれを代理する。

第2節 その他の支部

第39条（裁判官の配置及び裁判事務の分配等）各支部の裁判官の配置及び裁判事務の分配等は、別表第7のとおりとする。

2 配置された裁判官は、その支部の管轄に属する民事事件及び刑事事件を担当するものとする。

第40条（調停主任）調停事件を担当する裁判官を調停事件の調停主任とする。

第41条（裁判事務の代理順序）裁判官に差し支えがあるときは、その支部の他の裁判官が代理し、これによることができないときは、別表第8に定める順序に従い所長の指名する裁判官が代理する。

第42条（司法行政事務の代理順序）司法行政事務の代理については、前条の例による。

第3章 簡易裁判所

第43条（裁判官の配置及び裁判事務の分配等）管内の各簡易裁判所の裁判官の配置及び裁判事務の分配等は、別表第9のとおりとする。

2 配置された裁判官は、その簡易裁判所の管轄に属する民事事件及び刑事事件を担当するものとする。

3 裁判官が2人以上配置されている庁における裁判事務の分配は、別表第9に定めるほか、その庁に所属する裁判官全員の協議によりこれを定める。

第44条（調停主任）調停事件を担当する裁判官又は調停官を調停事件の調停主任とする。

第45条（裁判事務の代理順序）裁判官に差し支えがあるときは、その庁の他の裁判官が代理し、これによることができないときは、別表第10に定める順序に従い所長の指名する裁判官が代理する。

第46条（司法行政事務の代理順序）司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがあるときは、その庁の他の裁判官が別表第9の「備考」欄に記載した順序によりこれを代理する。

附 則

この定めは、平成25年1月1日から実施する。

この定めは、平成25年1月8日から実施する。

第 二 部	判事補(特) 深見 翼 判事補 南雲 良美	(4) } (5) } 第一部の(4から(6)まで (6) } に同じ (7) } (8) } 第一部の(7から(11)まで (9) } に同じ (10) } (11) } (12) 訴えの提起前における証拠 収集処分事件 (13) 証拠保全事件 (14) 共助事件 (15) 医療事故を理由とする損害 賠償事件	各170分の30 各4分の1 4分の1 6分の1 4分の1 全 部	単独事件 白石 史子 兼田 加奈子	水 火・木
	判事(総) 多見谷 寿郎 判事 大谷 太 判事 大畑 道広 判事補(特) 藤永 瞳 判事補 石見 美湖	(法定合議事件) (1) 控訴事件 (2) } 第一部の(2)及び(3)と同 (3) } じ (法定合議事件を除くその余の事件) (4) } (5) } 第一部の(4から(6)まで (6) } に同じ (7) } (8) } 第一部の(7から(11)まで (9) } に同じ (10) } (11) } (12) 訴えの提起前における証拠 収集処分事件 (13) 証拠保全事件 (14) 共助事件 (15) 行政事件(行政処分の効力等 を争点とする私法上の法律関 係に関する事件を含む。) (16) 労働災害に関する事件 (17) 独占禁止法に基づく事件(同 事件を本案とする保全事件を 含む。)	20分の6 各4分の1 各170分の50 各4分の1 4分の1 6分の1 4分の1 全 部 全 部 全 部	合議事件 多見谷 寿郎 大谷 太 大畑 道広 藤永 瞳 単独事件 多見谷 寿郎 大谷 太 大畑 道広	火・金 水 水・木 月・木
民 事 第 三 部	判事(総) 志田 博文 判事 江尻 禎 判事 甲良 充一郎	(1) 民事保全事件(異議, 取消し 事件及び旧法事件を含む。) ただし, 独占禁止法に基づく 事件を本案とする保全事件及 び労働仮処分事件を除く。 (2) 配偶者暴力に関する保護命令 事件 (3) 民事執行事件(旧法事件及び 旧競売法による事件を含む。) 及びこれに付随する雑事件 (4) 動産競売開始許可事件 (5) 財産開示事件	(1)~(16) 全 部	合議事件 志田 博文 江尻 禎 甲良 充一郎 川嶋 彩子 原啓 晋樹子 酒井 直陽 島村 陽子	随 時

<p>四 部</p>	<p>判事補(特) (兼) 川 嶋 彩 子</p> <p>判事補(特) 原 啓 晋</p> <p>判事補 酒 井 直 樹</p> <p>判事補 島 村 陽 子</p> <p>【留学中】 判事補 飯 島 英 貴</p> <p>【留学中】 判事補 村 田 つかさ</p>	<p>(6) 民事保全事件及び民事執行事件にかかる抗告事件並びにこれらに付随する雑事件</p> <p>(7) 破産事件, 民事再生事件, 会社更生事件, 特別清算事件及び企業担保権実行事件</p> <p>(8) 承認援助事件</p> <p>(9) 民事非訟事件及び商事非訟事件(公示催告, 過料を含む。)</p> <p>(10) 借地非訟事件(借地非訟付調停事件を含む。)</p> <p>(11) 特定調停事件</p> <p>(12) 仮登記仮処分事件</p> <p>(13) 罹災都市借地借家臨時処理事件</p> <p>(14) 船舶所有者等責任制限事件</p> <p>(15) 油濁損害賠償責任制限事件</p> <p>(16) 仲裁関係事件</p> <p>(17) 証拠保全事件</p> <p>(18) その他の民事雑事件(訴えの提起前における証拠収集処分事件, 証拠保全事件及び共助事件を除く。)</p>	<p>(17)6分の2 (18)全 部</p>	<p>単独事件 志 田 博 文 江 尻 禎 郎 甲 良 充 一 川 嶋 彩 子 原 啓 晋 酒 井 直 樹 島 村 陽 子</p>	<p>随 時</p>
<p>民 事 第 五 部</p>	<p>判事(総) 松 並 重 雄</p> <p>判事 森 田 浩 美</p> <p>判事 丹 羽 敦 子</p> <p>判事補(特) 川 嶋 彩 子</p> <p>判事補 芦 田 泰 裕</p>	<p>(法定合議事件)</p> <p>(1) 控訴事件</p> <p>(2) } 第一部の(2)及び(3)と同じ</p> <p>(3) }</p> <p>(法定合議事件を除くその余の事件)</p> <p>(4) }</p> <p>(5) } 第一部の(4)から(6)までに同じ</p> <p>(6) }</p> <p>(7) }</p> <p>(8) }</p> <p>(9) } 第一部の(7)から(11)までに同じ</p> <p>(10) }</p> <p>(11) }</p> <p>(12) 訴えの提起前における証拠収集処分事件</p> <p>(13) 証拠保全事件</p> <p>(14) 共助事件</p> <p>(15) 建築請負及び工事請負に関する事件(請求原因又は抗弁で瑕疵の主張のある事件)</p>	<p>20分の5 各4分の1</p> <p>各170分の40</p> <p>各4分の1</p> <p>4分の1 6分の1 4分の1</p> <p>全 部</p>	<p>合議事件 松 並 重 雄 森 田 浩 美 丹 羽 敦 子 川 嶋 彩 子 芦 田 泰 裕</p> <p>単独事件 松 並 重 雄 森 田 浩 美 丹 羽 敦 子</p>	<p>木 月・金 (臨時)</p> <p>水 火・金 火</p>

(別表第2)

平成25年度千葉地方裁判所刑事部の裁判官の配置及び裁判事務の分配等

部	裁判官の配置	裁判事務の分配及び割合	担当裁判官	開廷日等
刑 事 第 一 部	判事(総) 後藤 真理子	第1 合議事件及びこれに準じて分配する事件	合議事件 後藤 真理子 中山 大行子 馬渡 香津子 丹羽 芳徳 高橋 明宏 瓜生 容大	月～金
	判事 中山 大行	1 法定合議事件(ただし、2の事件を除く。)の5分の1		
	判事 馬渡 香津子	2 裁判員裁判対象事件の5分の1		
	判事 丹羽 芳徳	3 刑事訴訟法第262条の付審判請求事件の5分の1		
	判事補(特) 高橋 明宏	4 次の事件の5分の1 (1) 刑事訴訟法第429条の準抗告事件 (2) 組織的犯罪処罰法第52条第2項の不服申立事件 (3) 麻薬特例法第19条第4項及び第20条第3項により組織的犯罪処罰法第52条第2項の例によるとされた不服申立事件		
	判事補 瓜生 容大	(4) 組織的犯罪処罰法第62条第1項の審査請求事件 (5) 麻薬特例法第23条により組織的犯罪処罰法第62条第1項の例によるとされた審査請求事件		
	判事補 高木 晶大	(6) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第3条第1項に基づく除外決定請求等事件, 同法第35条第1項, 第42条第1項又は第94条第1項に基づく異議申立事件及び同法第41条第2項又は同法第43条第2項に基づく裁判員等解任請求等事件		
		5 除斥事件及び忌避事件の5分の1		
		6 部において合議体で審判をする旨の決定をした事件		
		7 その他法令により合議体で処理すべき事件の5分の1		
	第2 単独事件及びこれに準じて分配する事件	単独事件 後藤 真理子 中山 大行子 馬渡 香津子 丹羽 芳徳 高橋 明宏	月～金 月～金 月～金 月～金 月～金	
	1 公安労働関係単独事件の25分の7			
	2 即決裁判手続事件の5分の1			
	3 1及び2以外の単独事件の25分の7			
	4 その他判事の権限により処理すべき事件(ただし、第1及び第3に掲げたものを除く。)の25分の7			
	第3 その他の事件 次の事件ごとにその各5分の1 (1) 執行猶予取消請求事件 (2) 起訴前の証拠調事件・証拠保全事件			

		<p>(3) 共助事件(組織的犯罪処罰法第6章及び麻薬特例法第6章の国際共助事件を除く。)</p> <p>(4) 刑事訴訟法430条の準抗告</p> <p>(5) 刑事訴訟法第187条の2の不起訴被疑者の訴訟費用請求事件</p> <p>(6) 検察審査会の起訴議決に係る事件について公訴の提起及びその維持に当たる弁護士指定に関する事件</p> <p>(7) その他裁判官の権限により処理すべき事件(ただし、第1、第2及び前項に掲げたものを除く。)</p>	
刑 事 第 二 部	<p>判事(総) 金子 武 志</p> <p>判事 丹 羽 敏 彦</p> <p>判事(兼) 三 浦 隆 昭</p> <p>判事 岡 田 龍 太 郎</p> <p>判事 秋 田 志 保</p> <p>判事 中 直 也</p> <p>判事補 福 岡 涼</p> <p>判事補 築 田 真 央</p>	<p>第1 } 第一部の第1から第3までに同じ</p> <p>第2 }</p> <p>第3 }</p>	<p>合議事件 金子 武 志 丹 羽 敏 彦 三 浦 隆 昭 岡 田 龍 太 郎 秋 田 志 保 中 直 也 福 岡 涼 築 田 真 央</p> <p>単独事件 金子 武 志 丹 羽 敏 彦 三 浦 隆 昭 岡 田 龍 太 郎 秋 田 志 保 中 直 也</p> <p>月～金 月～金 月～金 月～金 月～金 月～金</p>
刑 事	<p>判事(総) 稗 田 雅 洋</p> <p>判事 佐々木 一 夫</p>	<p>第1 } 合議事件及びこれに準じて分配する事件</p> <p>1 }</p> <p>2 }</p> <p>3 }</p> <p>4 } 第一部の第1の1から7までに同じ</p> <p>5 }</p> <p>6 }</p>	<p>合議事件 稗 田 雅 洋 佐々木 一 夫 出 口 博 正 杉 本 啓 治 林 鈴 木 真 一 小 川 耶 希</p> <p>月～金</p>

第 三 部	判事 出口博章	7 8	医療観察法第72条第1項の不服申立 事件及び同法第73条第1項の異議申立 事件の3分の1		
	判事 杉本正則	第2	第一部の第2に同じ	単独事件 稗田雅一 洋 佐々木一 夫 出口博章 杉本正則 林啓治 郎	月～金 月～金 月～金 月～金
部	判事 林啓治郎	第3	その他		
	判事補 鈴木真耶	1	次の事件ごとにその各13分の5 (1) 医療観察法第33条第1項の申立事件 (2) 第25条(3)により同条(1)本文の例による とされた事件	医療観察法上の 判事の権限で処理 すべき事件(ただ し、裁判官の合議 体で行う審理を除 く。)	
	判事補 小川一希	2	次の事件ごとにその各5分の1 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7)	稗田雅一 洋 佐々木一 夫 出口博章 杉本正則 林啓治 郎	随 時 随 時 随 時 随 時 随 時 随 時
刑 事 第 四 部	判事(総) 任介辰哉	第1	第三部の第1に同じ	合議事件 任介辰哉 柴田寿宏 三浦隆昭 高橋純子 渡邊容子	月～金
	判事 柴田寿宏	第2	単独事件及びこれに準じて分配する事件 1 公安労働関係単独事件の25分の2 2 第一部の第2の2に同じ 3 1及び2以外の単独事件の25分の2 4 その他判事の権限により処理すべき事件 (ただし、第1及び第3に掲げたものを除く。) の25分の2	単独事件 任介辰哉 柴田寿宏 三浦隆昭 高橋純子	月～金 月～金 月～金 月～金
	判事 三浦隆昭	第3	その他	医療観察法上の 判事の権限で処理 すべき事件(ただ し、裁判官の合議 体で行う審理を除 く。)	
	判事補 渡邊容子	1	次の事件ごとにその各13分の4 (1) 第三部の第3の1(1)及び(2) (2) に同じ		
	判事補 小川貴裕	2	次の事件ごとにその各5分の1 (1) (2) (3) (4)	任介辰哉 柴田寿宏 三浦隆昭 高橋純子	随 時 随 時 随 時 随 時
			第一部の第3の(1)から(7)までに同じ		

		(5) (6) (7)		
刑 事 第 五 部	判事(総) 家 令 和 典	第1 } 第2 } 第四部の第1から第3までに同じ 第3 }	合議事件 家 令 和 典 西 野 吾 一 井 筒 木 敦 慎 子 日 下 部 優 香	月～金
	判事 西 野 吾 一		単独事件 家 令 和 典 西 野 吾 一 井 筒 木 敦 慎 子	月～金 月～金 月～金
	判事 井 筒 径 子		医療観察法上の 判事の権限で処理 すべき事件(ただ し、裁判官の合議 体で行う審理を除 く。)	
	判事 鈴 木 敦 士		家 令 和 典 西 野 吾 一 井 筒 木 敦 慎 子	
	判事補 中 馬 慎 子			
	判事補 日 下 部 優 香			
			家 令 和 典 西 野 吾 一 井 筒 木 敦 慎 子	随 時 随 時 随 時 随 時

(別表第3)

第26条による事務分担表

開廷日等	裁判官
随時	判事 志田博文 判事 江尻 禎 判事 甲良 充一郎 判事補(特) 原 啓 晋

(別表第4)

在庁時間内の令状請求事件等担当裁判官

判事	後藤	真理子
判事	金子	武志
判事	稗田	雅洋
判事	任介	辰哉
判事	家令	和典
判事	中山	大行
判事	佐々木	一夫
判事	丹羽	敏彦
判事	柴田	寿宏
判事	西野	吾一
判事	馬渡	香津子
判事	井筒	径子
判事	丹羽	芳徳
判事	三浦	隆昭
判事	岡田	龍太郎
判事	杉本	正則
判事	高橋	純子
判事	秋田	志保
判事	鈴木	敦士
判事	林	啓治郎
判事補	酒井	直樹
判事補	島村	陽子
判事補	鈴木	真耶

判事補	二	官	正 一 郎
判事補	福	岡	涼
判事補	渡	邊	容 子
判事補	石	見	美 湖
判事補	中	馬	慎 子
判事補	瓜	生	容
判事補	小	川	一 希
判事補	高	木	晶 大
判事補	日 下	部	優 香
判事補	芦	田	泰 裕
判事補	小	川	貴 裕
判事補	南	雲	良 美
判事補	築	田	真 央

(別表第5)

平成25年度における司法行政事務の代理順序

第1順位 志 田 博 文

第2順位 後 藤 眞 理 子

(別表第6)

平成25年度千葉地方裁判所松戸支部の裁判官の配置及び裁判事務の分配等

部	裁判官の配置	裁判事務の分配	担当裁判官	開廷日等
民事	判事(総) 森 一 岳	第 1 合議事件 1 合議体で審判する旨を決定した事件 2 会社更生事件 3 人身保護事件	森 一 岳	火・金
	判事 藤 本 博 史		藤 本 博 史	
	判事 國 分 晴 子		國 分 晴 子	
	判事 渡 部 佳 寿 子		渡 部 佳 寿 子	
事 部	判事 朝 倉 亮 子	第 2 単独事件 1 民事通常訴訟事件,手形訴訟事件及び小切手訴訟事件 2 民事再審事件 3 民事保全異議取消事件 4 民事執行事件 5 民事執行雑事件 6 民事保全命令事件 7 民事証拠保全事件 8 民事調停事件 9 民事共助事件 10 民事雑事件 11 破産管財事件 12 破産同時廃止事件 13 民事再生事件 14 借地非訟事件 15 民事非訟・商事非訟事件(公示催告事件を含む。) 16 配偶者暴力に関する保護命令事件 17 特別清算事件 18 過料事件 19 仲裁関係事件 20 訴えの提起前における証拠収集の処分等事件 21 財産開示事件	森 一 岳 4,5のうち 5分の1 8,13,14,15,17,18のうち	随 時
	判事 一 場 康 宏		10,19のうち 4分の1 11のうち 4分の1 16のうち 6分の1	随 時 月 随 時
	判事補 山 口 雅 裕		藤 本 博 史 1,2,3のうち 7分の2 16のうち 6分の1	月・金 随 時
	判事補 内 山 香 奈		國 分 晴 子 1,2,3のうち 7分の1 4,5のうち 5分の1 6のうち 5分の1 10,19のうち 4分の1 16のうち 6分の1 21のうち 2分の1	木 随 時 月 随 時 随 時 随 時
	【民間企業研修中】 判事補 加 藤 弾		渡 部 佳 寿 子 1,2,3のうち 7分の1 4,5のうち 5分の1 6のうち 5分の1 8,13,14,15,17,18のうち 2分の1 10,19のうち 4分の1	水 随 時 火 随 時 随 時

			11のうち 12のうち 16のうち	4分の3 4分の1 6分の1	月 月 随時	
			1,2,3のうち 16のうち	朝倉亮子 7分の2 6分の1	月・金 随時	
			1,2,3のうち 4,5のうち 6のうち 10,19のうち 16のうち	一場康宏 7分の1 5分の1 5分の1 4分の1 6分の1	木 随時 火 随時 随時	
			4,5のうち 6のうち 7, 21のうち 9,20の 12のうち	山口雅裕 5分の1 5分の2 2分の1 全部 4分の3	随時 木・金 随時 随時 水	
			7のうち	内山香奈 2分の1	随時	
刑 事 部	判事 吉田健司	第1 合議事件 法律の定めにより合議体で審判すべき事件 2 合議体で審判する旨を決定した事件		吉田健司	月	
	判事 土屋哲夫			土屋哲夫 辻山千絵 内山香奈		
	判事 庄司芳男	第2 単独事件 1 刑事訴訟事件(第1の事件を除く) 2 刑事証拠保全事件 3 刑事雑事件 4 医療観察事件 5 即決裁判手続事件	1のうち 5のうち	土屋哲夫 3分の2 2分の1		火・水 火・水
	判事補(特) 辻山千絵		2のうち	庄司芳男 3分の1		随時
	判事補 山口雅裕		1のうち 5のうち	辻山千絵 3分の1 2分の1		木 木
判事補 内山香奈			山口雅裕			

			2のうち 3のうち	3分の1 20分の1	随 随	時 時
			2のうち 3のうち 4の	内 山 香 奈 3分の1 20分の19 全 部	随 随 随	時 時 時

(別表第7)

平成25年度千葉地方裁判所支部(松戸支部を除く。)の裁判官の配置
及び裁判事務の分配等

千葉地方裁判所木更津支部

裁判官の配置	裁判事務の分配	開廷日等		備考
		合議	単独	
判事 黒津英明	民事合議事件及び刑事合議事件 (※) 全 部 民事単独事件 2 分 の 1 民事保全事件(保全異議及び保全 取消) 全 部 配偶者暴力に関する保護命令事 件 2 分 の 1 仲裁関係事件 2 分 の 1 調停事件 2 分 の 1 刑事単独事件 5 分 の 2	月, 木	火 随時 随時 随時 金	
判事 下嶋 崇	刑事合議事件及び民事合議事件 (※) 全 部 刑事単独事件 5 分 の 3	月, 木(臨時)	月, 水	火, 木, 金は 館山へてん 補
判事補(特) 高橋正典	民事合議事件及び刑事合議事件 (※) 全 部 民事単独事件 2 分 の 1 破産(同時廃止)事件 3 分 の 1 破産(管財)事件 3 分 の 2 民事再生事件 3 分 の 2 会社更生事件, 特別清算事件 全 部 配偶者暴力に関する保護命令事 件 2 分 の 1 仲裁関係事件 2 分 の 1 調停事件 2 分 の 1 非訟事件 全 部 過料事件 全 部 民事雑事件(判事の権限でのみ処 理する事件) 全 部	月, 木	水 火 火 火 随時 随時 随時 随時 随時 随時	
判事補 藤永祐介	民事合議事件及び刑事合議事件 (※) 全 部 民事執行事件(不動産, 船舶, 航 空機, 自動車, 建設機械及び小型 船舶に対する強制執行事件並びに 不動産, 船舶, 航空機, 自動車建 設機械及び小型船舶を目的とする 担保権の実行としての競売等事件 を除く。) 全 部	月, 木	随時	

民事保全事件(保全異議及び保全取消を除く。)	全 部	随時 金 金 金
破産(同時廃止)事件	3 分 の 2	
破産(管財)事件	3 分 の 1	
民事再生事件	3 分 の 1	随時 随時 随時
民事雑事件(判事の権限でのみ処理する事件を除く。)	全 部	
刑事雑事件	全 部	
医療観察事件	全 部	

(※注) 民事合議事件及び刑事合議事件の合議体の構成は、別に定めるところによる。

千葉地方裁判所八日市場支部

裁判官の配置	裁 判 事 務 の 分 配	開 廷 日 等		備 考
		合 議	単 独	
判事 衣 笠 和 彦	民事合議事件及び刑事合議事件 民事雑事件(証拠保全事件, 代替 執行事件及び負担記入登記抹消 事件を除く。) 刑事単独事件 非訟事件(公示催告, 過料を含 む。) 刑事雑事件(各種令状事件を除 く。) 医療観察事件	全 部 全 部 全 部 5 分 の 1 3 分 の 1	火	月, 木
判事 工 藤 正	民事合議事件及び刑事合議事件 民事単独事件 民事保全事件 配偶者暴力に関する保護命令事 件 調停事件(特定調停事件を除く。) 特定調停事件 破産事件, 民事再生事件及び会社 更生事件 仲裁関係事件 証拠保全事件 医療観察事件	全 部 2 分 の 1 2 分 の 1 2 分 の 1 2 分 の 1 全 部 2 分 の 1 2 分 の 1 2 分 の 1 3 分 の 1	火	水
判事補(特) 高 橋 良 徳	民事合議事件及び刑事合議事件 民事単独事件 民事保全事件 配偶者暴力に関する保護命令事 件 調停事件(特定調停事件を除く。) 借地非訟事件 民事共助事件	全 部 2 分 の 1 2 分 の 1 2 分 の 1 2 分 の 1 全 部 全 部	火	金

	民事雑事件(代替執行事件及び負担記入登記抹消事件)	全 部		
	破産事件, 民事再生事件及び会社更生事件	2 分 の 1		
	刑事雑事件(各種令状事件を除く。)	5 分 の 4		
	仲裁関係事件	2 分 の 1		
	証拠保全事件	2 分 の 1		
	医療観察事件	3 分 の 1		

千葉地方裁判所佐倉支部

裁判官の配置	裁 判 事 務 の 分 配	開 廷 日 等		備 考
		合 議	単 独	
判事 小 林 元 二	民事訴訟事件 3 分 の 1 破産事件 2 分 の 1 個人再生事件 2 分 の 1 民事執行事件(不動産, 船舶, 航空機, 自動車, 建設機械及び小型船舶に対する強制執行事件並びに不動産, 船舶, 航空機, 自動車建設機械及び小型船舶を目的とする担保権の実行としての競売等事件を除く。) 2 分 の 1 民事保全異議事件 全 部 調停事件 3 分 の 1 借地非訟事件及び商事非訟事件 3 分 の 1 仲裁関係事件 3 分 の 1 過料事件 3 分 の 1 民事共助事件 3 分 の 1 その他の民事事件 3 分 の 1 令状事件 3 分 の 1 刑事雑事件 3 分 の 1		水, 金 (第4)	
判事 増 田 吉 則	民事訴訟事件 3 分 の 1 破産事件 2 分 の 1 個人再生事件 2 分 の 1 民事執行事件(不動産, 船舶, 航空機, 自動車, 建設機械及び小型船舶に対する強制執行事件並びに不動産, 船舶, 航空機, 自動車建設機械及び小型船舶を目的とする担保権の実行としての競売等事件を除く。) 2 分 の 1 調停事件 3 分 の 1 借地非訟事件及び商事非訟事件 3 分 の 1 仲裁関係事件 3 分 の 1 過料事件 3 分 の 1		火, 水 (第2)	

	民事共助事件	3分の1		
	その他の民事事件	3分の1		
	令状事件	3分の1		
	刑事雑事件	3分の1		
判事 五 島 真 希	民事訴訟事件	3分の1	木, 金 (第2)	
	民事再生事件(個人再生事件を除く。)	全 部		
	民事保全事件	全 部		
	会社更生事件	全 部		
	調停事件	3分の1		
	借地非訟事件及び商事非訟事件	3分の1		
	証拠保全事件	全 部		
	配偶者暴力に関する保護命令事件	全 部		
	仲裁関係事件	3分の1		
	過料事件	3分の1		
	民事共助事件	3分の1		
	その他の民事事件	3分の1		
	刑事事件(令状事件及び刑事訴訟法430条の準抗告を除く。)	全 部		
	令状事件	3分の1		
	刑事雑事件	3分の1		

千葉地方裁判所一宮支部

裁判官の配置	裁 判 事 務 の 分 配	開 廷 日 等		備 考
		合 議	単 独	
判事 堀 部 亮 一	民事事件(不動産, 船舶航空機, 自動車, 建設機械及び小型船舶に対する強制執行事件並びに不動産, 船舶, 航空機, 自動車, 建設機械及び小型船舶を目的とする担保権の実行としての競売等事件を除く。)	全 部		火, 金
	刑事事件	全 部		随時

千葉地方裁判所館山支部

裁判官の配置	裁 判 事 務 の 分 配	開 廷 日 等		備 考
		合 議	単 独	
判事(兼) 下 嶋 崇	民事事件(不動産, 船舶航空機, 自動車, 建設機械及び小型船舶に 対する強制執行事件並びに不動 産, 船舶, 航空機, 自動車, 建設機 械及び小型船舶を目的とする担保 権の実行としての競売等事件を除 く。) 全 部 刑事事件 全 部		火, 木, 金	木更津からて ん補

千葉地方裁判所佐原支部

裁判官の配置	裁 判 事 務 の 分 配	開 廷 日 等		備 考
		合 議	単 独	
判事補(特)(兼) 原 啓 晋	民事事件(不動産, 船舶航空機, 自動車, 建設機械及び小型船舶に 対する強制執行事件並びに不動 産, 船舶, 航空機, 自動車, 建設機 械及び小型船舶を目的とする担保 権の実行としての競売等事件を除 く。) 全 部 刑事事件 全 部		火, 木	本庁からてん 補

(別表第8)

千葉地方裁判所支部の裁判官に差し支えがある場合の代理順序

該当庁	松戸	木更津	八日市場	佐倉	一宮	館山	佐原
第1順位	本庁	本庁	本庁	本庁	本庁	木更津	本庁
第2順位						本庁	

(別表第9)

平成25年度千葉地方裁判所管内簡易裁判所の裁判官の配置及び裁判事務の分配等

裁判官の配置		裁判事務の分配		開廷日等	備考
千 葉 千	(民事1係) 古木俊秀	(1) 民事訴訟事件 (2) 控訴提起に伴う執行停止事件 (3) 民事保全事件 (4) 証拠保全事件 (5) 少額訴訟債権執行事件 (6) 公示催告事件 (7) 意思表示の公示送達事件 (8) 令状事件 (9) 在庁略式事件(三者交通略式事件を除く。) (10) その他の民事雑事件(調停関係雑事件を除く。) (11) その他の刑事雑事件(第1回公判後の保釈, 移送の同意は, 担当裁判官)	4分の1 4分の1 4分の1 4分の1 4分の1 4分の1 100分の2 100分の2 4分の1 100分の2	火・木 随時 随時 随時 随時 随時 月・火 随時 随時 随時	令状事件(勾留手続を含む。), 略式事件及び被疑者国選弁護人選任手続について 第1 在庁時間内において, 担当裁判官に差し支えがあるときは, その余の裁判官が処理する。 第2 在庁時間内において, 裁判官全員に差し支えがあるときは, 別表第4に定めるところによる。 第3 在庁時間外は, 別に所長の定めるところによる。 第4 被疑者国選弁護人選任手続については, 松戸簡易裁判所判事, 木更津簡易裁判所判事, 八日市場簡易裁判所判事及び市川簡易裁判所判事の職務を行うことができる。
	(民事2係) 永田一元	(1) 民事訴訟事件 (2) } (3) } (4) } (5) } (6) } 民事1係の(2)乃至 (7) } (1)に同じ (8) } (9) } (10) } (11) }	4分の1 民事1係の(2)乃至(1)に同じ	水・金 民事1係の(2)乃至(1)に同じ	
	(民事3係) 増田嘉邦	(1) 民事訴訟事件 (2) } (3) } (4) } (5) } (6) } 民事1係の(2)乃至 (7) } (1)に同じ	4分の1 民事1係の(2)乃至(1)に同じ	水・金 民事1係の(2)乃至(1)に同じ	

	(8) (9) (10) (11)			司法行政事務の代理 順序について 松尾昭一(司) 金井繁二 増田嘉邦 齋藤利夫 古木俊秀 永田一元 吉田英夫 永井俊男
葉 (民事4係) 永井俊男	(1) 民事訴訟事件 (2) } (3) } (4) } (5) } (6) } 民事1係の(2)乃至 (7) } (1)に同じ (8) } (9) } (10) } (11) }	4 分の 1	火・木	
(刑事1係) 齋藤利夫	(1) 刑事通常訴訟事件 (略式不相当事件及び正式 裁判請求事件を除く。) (2) 吉田裁判官が決定した 略式命令に対する略 式不相当事件及び正 式裁判請求事件 (3) 三者即日処理方式によ る交通略式事件 (4) 令状事件 (5) 在庁略式事件(三者交 通略式事件を除く。) (6) 在宅略式事件 (7) その他の刑事雑事件 (第1回公判後の保釈、移送 の同意は、担当裁判官)	2 分の 1 全 部 2 分の 1 100 分の 45 100 分の 45 2 分の 1 100 分の 45	金 金 木 月・火 随 時 随 時 随 時	
	(1) 刑事通常訴訟事件 (略式不相当事件及び正式 裁判請求事件を除く。)	2 分の 1	金	

(刑事2係) 吉田英夫	(2) 齋藤裁判官が決定した略式命令に対する略式不相当事件及び正式裁判請求事件 (3) } (4) 刑事1係の(3)乃至 (5) } (7)に同じ (6) } (7) }	全 部 金 刑事1係の(3)乃至(7)に同じ	刑事1係の(3)乃至(7)に同じ
(調停係) 松尾昭一 (司)	(1) 一般調停事件 (2) 特定調停(一般)事件 (3) 特定調停(事業者)事件 (4) 調停関係雑事件 (5) 令状事件 (6) 在庁略式事件(三者交通略式事件を除く。) (7) その他の刑事雑事件(第1回公判後の保釈, 移送の同意は, 担当裁判官)	4 分の 1 全 部 4 分の 1 7 分の 4 100 分の 2 100 分の 2 100 分の 2	火から木 火から木 火から木 随 時 月・火 随 時 随 時
金井繁二	(1) 訴え提起前の和解事件 (2) 過料事件 (3) 支払督促事件	全 部 全 部 全 部	随 時 随 時 随 時
民事調停官 大塚功	(1) 一般調停事件 (2) 特定調停(事業者)事件 (3) 調停関係雑事件	4 分の 1 4 分の 1 7 分の 1	火 火 火
民事調停官 横山清亮	(1) 一般調停事件 (2) 特定調停(事業者)事件 (3) 調停関係雑事件	4 分の 1 4 分の 1 7 分の 1	水 水 水
民事調停官 鶴見泰	(1) 一般調停事件 (2) 特定調停(事業者)事件 (3) 調停関係雑事件	4 分の 1 4 分の 1 7 分の 1	木 木 木

	裁判官の配置	裁判事務の分配		開廷日等	備考
松	中野智明	(1) 民事訴訟事件 (2) 少額訴訟事件 (3) 調停事件 (4) 民事保全事件 (5) その他の民事事件 (6) 公示催告事件 (7) 令状事件 (8) 略式命令に対する正式裁判請求事件 (9) 過料事件 (10) その他の刑事事件(ただし、起訴後第1回公判前の保釈、勾留に関する処分のみ。)	3分の1 3分の1 3分の1 3分の1 3分の1 3分の1 5分の1 3分の1 3分の1 3分の1	水・金 水・金 火 随時 随時 随時 木 随時 随時 随時	在庁時間外の令状事務(勾留手続を含む。)及び被疑者国選弁護人選任手続の分配については、別に定めるところによる。
	石崎博喜	(1) 民事訴訟事件 (2) 少額訴訟事件 (3) 調停事件 (4) } 中野裁判官の(4) (5) } 乃至(6)に同じ (6) } (7) 令状事件 (8) } 中野裁判官の(8) (9) } 乃至(10)に同じ (10) }	3分の1 3分の1 3分の1 中野裁判官の(4)乃至(6)に同じ 5分の1 中野裁判官の(8)乃至(10)に同じ 中野裁判官の(8)乃至(10)に同じ	月・木 月・木 火 中野裁判官の(4)乃至(6)に同じ 水 中野裁判官の(8)乃至(10)に同じ 中野裁判官の(8)乃至(10)に同じ	
	江上宗晴	(1) 民事訴訟事件 (2) 少額訴訟事件 (3) 調停事件 (4) } 中野裁判官の(4) (5) } 乃至(6)に同じ (6) } (7) 令状事件 (8) } 中野裁判官の(8) (9) } 乃至(10)に同じ (10) }	3分の1 3分の1 3分の1 中野裁判官の(4)乃至(6)に同じ 5分の1 中野裁判官の(8)乃至(10)に同じ 中野裁判官の(8)乃至(10)に同じ	水・金 水・金 木 中野裁判官の(4)乃至(6)に同じ 火 中野裁判官の(8)乃至(10)に同じ 中野裁判官の(8)乃至(10)に同じ	
			(1) 刑事通常訴訟事件 (2) 略式不相当事件及び正式裁判請求事件	全部 全部	木 木

高 田 和 夫	(3) 令状事件	5 分の 2	月・金
	(4) 略式事件(下記交通略式事件を除く。)	全 部	随時
	(5) 三者即日処理方式による交通略式事件	全 部	火(隔週)
	(6) その他の刑事事件(ただし、起訴後第1回公判前の保釈、勾留に関する処分は除く。)	全 部	随 時

	裁判官の配置	裁判事務の分配		開廷日等	備考
木 更 津	黒津英明 (司) 下嶋崇典 高橋正介 藤永祐介	公職選挙法違反の在庁略式事件(月・水・木曜日に限る。)	全 部	月・水・木	在庁時間外の令状事務(勾留手続を含む。)及び被疑者国選弁護人選任手続の分配については、別に定めるところによる。 司法行政事務の代理順序について 黒津英明(司) 木崎正
	上記4名の分配は、別に定めるところによる。	令状事件	10 分の 1	木の午後	
		その他の刑事事件	5 分の 1	随 時	
		民事訴訟事件 少額訴訟事件 調停事件 過料事件 その他の民事事件(即決和解事件を除く。)	全 部 全 部 全 部 全 部	木・金 木・金 月・火 随 時 随 時	
	木崎正	正式裁判請求事件(他の係の裁判官が略式命令を発付した事件に限る。)	全 部	随 時	
		略式事件(公職選挙法違反の在庁略式事件及び三者即日処理方式による交通略式事件を除く。)	3 分の 1	随 時	
		令状事件	2 分の 1	月・水・木曜日の午前及び随時	
		その他の刑事事件	5 分の 4	随 時	
	赤星英夫 (兼)	訴え提起前の和解事件 刑事通常訴訟事件	全 部 全 部	火・金 火	館山簡裁本務
		正式裁判請求事件(他の係に分配される事件を除く。)	全 部	火	
		略式事件(公職選挙法違反の在庁略式事件及び三者即日処理方式による交通略式事件を除く。)	3 分の 2	火・金	
		公職選挙法違反の在庁略式事件(火・金曜日に限る。)	全 部	火・金	
		三者即日処理方式による交通略式事件	全 部	火 (月1回)	
		令状事件	5 分の 2	火・金	

	裁判官の配置	裁判事務の分配		開廷日等	備考
八 日 市 場	衣 笠 和 彦 (司)	刑事事件(正式裁判請求 事件及び差戻事件) 少額訴訟債権執行事件	全 部 全 部	随 時	在庁時間外の令状 事務(勾留手続を含 む。)及び被疑者国 選弁護士選任手続 の分配については、 別に定めるところに よる。 司法行政事務の代 理順序について 衣笠和彦(司) 工藤 正 伊東 博
	工 藤 正	民事事件(民事保全事件 及び差戻事件)	全 部	随 時	
	伊 東 博 (兼)	民事事件(民事保全事件 及び差戻事件を除く。) 刑事事件(正式裁判請求 事件及び差戻事件を除 く。)	全 部 全 部	火・金	銚子簡裁本務

	裁判官の配置	裁判事務の分配		開廷日等	備考
佐	岡 崎 昌 吾	民事訴訟事件	2 分の 1	火	司法行政事務の代 理順序について 小林元二(司) 増田吉則 五島真希 岡崎昌吾 宮川雅男
		少額訴訟事件	2 分の 1	火	
		調停事件	2 分の 1	水	
		その他の民事事件(過料事 件を除く。)	2 分の 1		
		刑事通常訴訟事件(正式 裁判請求事件を除く。)	2 分の 1		
		令状事件	2 分の 1		
		略式事件(交通略式事件を 除く。)	2 分の 1		
		三者即日処理方式による 交通略式事件	全 部	木	
正式裁判請求事件(宮川 裁判官が発した略式命令 に関するもの。)	全 部				
その他の刑事事件	2 分の 1				

倉	宮川雅男	民事訴訟事件	2 分の 1	木	
		少額訴訟事件	2 分の 1	木	
		調停事件	2 分の 1	水	
		過料事件	全 部		
		その他の民事事件	2 分の 1		
		刑事通常訴訟事件(正式裁判請求事件を除く。)	2 分の 1		
		令状事件	2 分の 1		
		略式事件(交通略式事件を除く。)	2 分の 1		
		三者即日処理方式以外による交通略式事件	全 部		
		正式裁判請求事件(岡崎裁判官が発した略式命令に関するもの。)	全 部		
その他の刑事事件	2 分の 1				

※ 在庁略式については、その日の令状担当者が処理する。

	裁判官の配置	裁判事務の分配		開廷日等	備考
千葉 一宮	堀部亮一 (司)	刑事事件(公職選挙法違反の略式事件)	全 部	随時	
	宮崎直大 (代)	民事訴訟事件 少額訴訟事件 調停事件 その他の民事事件 刑事事件(公職選挙法違反の略式事件を除く。)	全 部 全 部 5 分の 1 全 部 5 分の 1	月・木	佐原簡裁からてん補
	竹田亨 (代)	調停事件 刑事事件(公職選挙法違反の略式事件を除く。)	5 分の 4 5 分の 4	水	東金簡裁からてん補

	裁判官の配置	裁判事務の分配		開廷日等	備考
館 山	下嶋 崇 (代)	刑事事件(公職選挙法違反以外の正式裁判請求事件及び公職選挙法違反の略式事件)	全 部	火・木・金	木更津簡裁からてん補
	赤星 英夫	民事事件 刑事事件(上欄のものを除く。)	全 部 全 部	月・水・木	火曜日及び金曜日は木更津簡裁勤務

	裁判官の配置	裁判事務の分配		開廷日等	備考
佐 原	原 啓 晋 (代)	刑事事件(公職選挙法違反以外の正式裁判請求事件及び公職選挙法違反の略式事件)	全 部	火・木	千葉簡裁からてん補
	宮崎 直大	民事事件 刑事事件(上欄のものを除く。)	全 部 全 部	火・水・金	月・木は千葉一宮簡裁へてん補

	裁判官の配置	裁判事務の分配		開廷日等	備考
	小川 正明 (司)	(1) 刑事通常訴訟事件 (2) 調停事件 (3) 訴え提起前の和解事件 (4) 支払督促事件 (5) 公示催告事件 (6) 意思表示の公示送達 (7) 過料事件 (8) 民事保全事件 (9) その他の民事事件 (10) 令状事件	全 部 全 部 全 部 全 部 3 分の 1 3 分の 1 3 分の 1	金 月・木 (隔週)	司法行政事務の代理順序について 小川正明(司) 高石鉄男 森 正宣

市 川		(11) 刑事雑事件 (12) 三者即決処理方式による交通略式事件 (13) 略式事件(三者即決処理方式によるものを除く。)に対する正式裁判請求事件	3 分の 1 全 部 全 部	水
	高 石 鉄 男	(1) 民事訴訟事件 (2) 少額訴訟事件 (3) 少額訴訟債権執行事件 (4) 民事保全事件 (5) その他の民事事件 (6) 令状事件 (7) 刑事雑事件 (8) 略式事件(三者即決処理方式によるものを除く。) (9) 三者即決処理方式による交通略式事件に対する正式裁判請求事件	2 分の 1 2 分の 1 2 分の 1 3 分の 1 3 分の 1 3 分の 1 3 分の 1 2 分の 1 2 分の 1	火 木(隔週)
	森 正 宣	(1) 民事訴訟事件 } 高石裁判官の(2)乃至(9)に同じ	2 分の 1 高石裁判官の(2)乃至(9)に同じ	月 高石裁判官の(2)乃至(9)に同じ

2015.12.27

	裁判官の配置	裁判事務の分配		開廷日等	備考
銚子	伊 東 博	民事事件 刑事事件	全 部 全 部	月・水・木	火, 金は八日市場 簡裁勤務

	裁判官の配置	裁判事務の分配		開廷日等	備考
東金	竹 田 亨	民事事件 刑事事件	全 部 全 部	月・火・木・ 金	水曜日は千葉一宮 簡裁へてん補

2015.12.27

(別表第10)

簡易裁判所裁判官に差し支えがある場合の代理順序

該当庁	千葉	松戸	木更津	八日市場	佐倉	千葉一宮
第1順位	市川	市川	千葉	千葉	佐原	千葉
第2順位	木更津	千葉			千葉	

該当庁	館山	佐原	市川	銚子	東金
第1順位	木更津	佐倉	松戸	八日市場	千葉
第2順位	千葉	千葉	千葉	千葉	